『教職課程事務入門２』第３章　補足〈2024/9/3時点〉

■３６頁

▼免許法施行規則第66条の6

|  |
| --- |
| 第66条の6　免許法別表第1備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位とする。 |

■2段落目の後に挿入

また、令和4（2022）年4月1日から、数理、データ活用及び人工知能に関する科目が加わり、情報機器の操作との選択制になりました。

■４３頁・上から4行目

認定基準4－9　⇒　4－8

■４４頁・上から11行目

・情報：コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）

■５０頁・（４）のあと

（５）数理、データ活用及び人工知能に関する科目

免許法施行規則第66条の6に定める科目は、課程認定の有無を問わない科目であるものの、数理、データ活用及び人工知能に関する科目については、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」としての認定を受け、その認定を踏まえて教育課程の変更届を提出した後に修得した場合いのみ免許法施行規則第66条の6に定める科目として証明が可能となります。

また、数理、データ活用及び人工知能に関する科目は情報機器の操作との選択制ですので、開設は義務付けられていません。

数理、データ活用及び人工知能に関する科目に関する解釈事例は以下の令和3年11月2日の質問回答集No.31～39になります。

▼教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集（令和3年11月2日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 問合せ内容 | 回答 |
| 31 | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続スケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。 | 当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。 |
| 32 | 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位を併せて2単位の修得とすることは可能か。 | 免許法施行規則において、「数理科目２単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。 |
| 33 | 今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。 | ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを2単位分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。 |
| 34 | 「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。 | 学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。 |
| 35 | 本学は、「数理・データサイエンス・Ai教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能 か。 | 「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを２単位分修得することととしているため、「情報機器の操作（2単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。 |
| 36 | 施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。 | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文部科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。 |
| 37 | 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。 | 昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。 |
| 38 | 免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいか。 | 免許法施行規則第66条の6については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。 |
| 39 | 免許法施行規則第66条の6に「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を追加するにあたり、数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラムを5科目10単位で構成している場合、プログラムを構成する一部の授業科目であっても、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含され、2単位以上あれば良いか。（プログラムを構成する全ての授業科目の履修を求めるものではないと考えて良いか。） | ご認識のとおり。大学において適切に包括的な科目を設定いただきたい。 |
| 40 | 「数理科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により認定がなされたものであることを証明する書類の提出が必要とのことだが、既に科目を開設し、同授業科目について課程認定を受けている場合 は、「証明する書類」のみを提出することで差し支えないか。 | 「数理科目」の認定を受けている大学については、積極的に当該科目を規則第66条の6の「数理科目」として活用することを奨励している。大学における「数理科目」への対応状況の把握の観点からも、「数理科目」の位置付けに変更することが望ましい（現在既に当該科目を開設して課程認定を受けているとあるが、「情報機器の操作」としての認定科目と思われる）。このため、科目の位置付けを変更する変更届及び証明する書類を提出ください。証明する書類は認定書の写しで構わない。 |
| 41 | 令和4年度入学生からは、カリキュラム上、「数理科目」のみを開設し、「情報機器の操作」の科目は開設しないことは可能か。 | 可能（変更届の提出をお願いします。また、その際、認定を受けたことが分かる資料も提出してください）。 |